

# ○津山工業高等専門学校研究推進委員会規程

〔平成 29 年 3 月 21 日  
規 程 第 5 号〕

改正 令和元年 6 月 26 日規程第 5 号

(目的)

第 1 条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に，本校の研究推進を図るため，津山工業高等専門学校研究推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は，次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本校の研究の企画及び立案に関すること。
- (2) 科学研究費補助金等の外部資金の導入に関すること。
- (3) 本校の研究に係る知的財産の帰属，管理及び運用並びに人材育成に関すること。
- (4) その他研究会の実施，研究成果の検証及び知的財産等に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 専攻科長
- (2) 専攻科長が指名する教員 1 人
- (3) 各系から推薦された教員各 1 人
- (4) その他校長が任命する教員 1 人

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き，専攻科長をもって充てる。

- 2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き，前条第 2 号の委員をもって充てる。
- 4 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。

(任期)

第 5 条 第 3 条第 2 号，第 3 号及び第 4 号に掲げる委員の任期は，1 年とし，再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず，委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者

の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会に専門的事項を検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学術・社会連携推進事務室において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。